別表第二十八（第八十八条の六関係）（平21防省令13・追加）

年　　月　　日

（許可の権限を有する者）　殿

自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）

自衛隊法による道路占用通知書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の11（道路法の特例）第２項／第４項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1　道路（道路予定区域）の占用を行う自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先

2　道路（道路予定区域）の占用の目的

3　道路（道路予定区域）の占用の期間

4　道路（道路予定区域）の占用の場所

5　工作物、物件又は施設の構造

6　工事実施の方法

7　工事の時期

8　道路（道路予定区域）の復旧方法

備考：1　「道路（道路予定区域）の占用の目的」の項には、占用を必要とする理由について記載する。（例：「防衛出動の命令に基づく工作物等の設置のため」、「防御施設構築措置の命令（引き続き防衛出動を命ぜられた場合を含む。）に基づく工作物等の設置のため」）

2　「道路（道路予定区域）の占用の期間」の項には、占用を開始する日

から終了する日までの期間（終了の期日があらかじめ決定していない場合には、「撤収を命ぜられるまでの間」又は「防御施設構築措置の命令が解除されるまでの間（引き続き防衛出動を命ぜられた場合にあつては、撤収を命ぜられるまでの間）」）を記載する。

3　「道路（道路予定区域）の占用の場所」の項には、占用する路線名及び区間又は区域を記載する。（例：「県道　　号線　　市　　丁目　　番地　　号から　　丁目　　番地　　号までの区間」、「　　町　　丁目　　番地　　号道路予定区域」等）

また、車道・歩道・その他の区分を記載する。

4　「工作物、物件又は施設の構造」の項には、道路又は道路予定区域に設置する工作物、物件又は施設の名称及びその構造（規格、寸法等）を記載する。（名称の例：「パネル橋」、「資材」、「機材」、「無線設備」等）

5　「工事実施の方法」の項には、工事を伴う場合において工事の方法を記載し、工事を伴わない場合は空欄とする。（例：「開削工事」等）

6　「工事の時期」の項には、工事を伴う場合にあつては道路（道路予定区域）の占用の期間のうち、工事を開始する日から終了する日までの期間（終了の期日があらかじめ決定していない場合には、「撤収を命ぜられるまでの間」又は「防御施設構築措置の命令が解除されるまでの間（引き続き防衛出動を命ぜられた場合にあつては、撤収を命ぜられるまでの間）」）を記載し、工事を伴わない場合にあつては空欄とする。

7　「道路（道路予定区域）の復旧方法」の項には、道路復旧方法を具体的に記載する。（例：「工作物の撤去」、「埋め戻し」等）